

令和8年度第1回大船渡市地域安全推進協議会 議事録

1 開催日時及び場所

- 日時 令和8年7月14日（火） 午前10時00分～午前11時40分
- 場所 シーパル大船渡 大会議室

2 委員数 18人

3 出席者

- 委員 16人（本人15人、代理出席1人）
 - ・ 江 刺 由紀子（気仙地区少年警察ボランティア協会）
 - ・ 伊 藤 英 子（気仙地区保護司会）
 - ・ 菅 原 圭 一（大船渡市社会福祉協議会）
 - ・ 鎌 田 律 子（大船渡市民生児童委員協議会）
 - ・ 新 沼 勝 子（大船渡地区人権擁護委員協議会）
 - ・ 大和田 恵美子（大船渡市更生保護女性の会）
 - ・ 石 井 美樹子（岩手県高等学校長協会気仙支会）
 - ・ 菅 原 幸 喜（大船渡市小中学校長会）
 - ・ 金 野 富（大船渡市PTA連合会）
 - ・ 千 葉 智 子（大船渡市農業協同組合）
 - ・ 大和田 里 美（大船渡市水産振興連絡会）
 - ・ 阿 部 なつ子（大船渡市交通指導隊）
 - ・ 藤 原 裕 一（大船渡警察署交通課）
 - ・ 木 下 克 美（大船渡市教育委員会事務局）
 - ・ 佐 藤 二 美（大船渡市市民生活部）
- 代理出席
 - ・ 後 藤 広 海（大船渡警察署生活安全課 大沼 広樹委員の代理）
- 事務局（大船渡市市民生活部市民環境課） 3人
 - ・ 新 沼 優（課長）
 - ・ 古 澤 祐（課長補佐）
 - ・ 高 木 隆 幸（係長）

4 議事の経過（協議内容等）

（1）開 会

古澤課長補佐の司会により進行

(2) 会長あいさつ

江刺会長からあいさつ

会長あいさつの後、古澤課長補佐から、今年度新たに委員に委嘱された方々4人を紹介した。

(3) 講 話

① 「管内の交通事故発生状況等について」

※ 大船渡警察署交通課 藤原課長から説明（当日配付資料）

- 岩手県内の令和8年1月1日から6月末日までの交通事故による傷者は888人で、前年比で8人増となっている。死者数は25名で前年と比べて2.5倍となっており、死者の増加率は全国ワースト1位となっている。
- 大船渡警察署管内の事故状況は、県内と同様に増加傾向にある。当署管内の死亡事故は1件で、4月に日頃市町内の市道で高齢ドライバーが運転する軽自動車の単独事故で1名が死亡した。関係者と事故現場の点検を実施したが、道路環境に問題がないことを確認した。点検日の午後には、市内スーパー及び付近の交差点において広報啓発活動を実施した。
- 月別の事故発生状況をみると、人身事故は4月が多く、転勤等によって不慣れな道での運転機会が増えることが一つの要因と捉えている。昨年3月は物損事故が多かったが、原因として山林火災が考えられる。
- 2市1町別の事故発生状況は、大船渡市が半数を超えており、交通の要所であり、交通の流れが多いところが事故の発生も多いと考えている。
- 特定事故は、高齢者のドライバーによるものが多く、人身事故の半数を占めている。高齢者対策が重要であり、高齢者が原因となった事故の場合は、巡回連絡を通じて、個別に指導を実施している。スピードは控えめに、出かける先は近くのところ、明るい時間帯で運転に慣れた道路でなどを指導している。家族での話し合いも重要と考えており、自分の家族から、事故の被害者も加害者も出さないという機運を高めることが重要である。
- 路線別の発生件数では、国道45号と市町村道が多く、幹線道路と生活道路での事故発生が多くなっている。類型別では、出会頭と追突が多く、事故原因で多いのは、安全不確認や前方不注意などとなっている。
- 夏の交通事故防止県民運動(7/15～24)、夏の交通死亡事故抑止キャンペーン(7/15～8/7)について説明し、警察では、パトロールの強化を行う、市では、SNSによる情報発信を実施していただく。県内ではバイクの事故が多発しているため、大船渡市内の道の駅と住田町にオープンしたバイクの駅にて広報活動を実施した。夏の交通事故防止県民運動や夏の交通死亡事故抑止キャンペーンについて、職場等での周知をお願いします。

【質問・意見等】

〔金野委員〕

曜日別発生状況で、月曜日が多い理由は分かるか。

〔交通課 藤原課長〕

単身赴任の方が、月曜日に、内陸の自宅から赴任先である大船渡へ来るというケースが一つの側面として想定される。

〔江刺会長〕

高齢者ドライバーの数値が高いと感じている、市内では車がないと生活できないが、当署管内の自動車運転免許証の返納状況について教えてほしい。

〔交通課 藤原課長〕

1週間内で返納がない週はなく、ほぼ毎日1～2人である。返納理由は様々で、自主的なもの、家族や医師から勧められたものなどである。年代に幅があり、若い人は60代初めでの返納もあったが、70～80代が多い。大船渡市内は公共交通が充実していないため、返納後の行政や民間の支援が必要である。

〔江刺会長〕

市民には、高齢で運転できると体の機能が衰えてなく、元気で素晴らしいという意識があるが、この意識の持ち方を変える必要があると思う。

〔金野委員〕

家庭内で、認知症の方に運転を止めてと言えない方が多くおり、事故にまでは至らないが、車を損傷している事例がある。免許の返納について、家族以外から伝える手法の確立も必要であると思う。

② 「管内の治安情勢等について」

※ 大船渡警察署生活安全課 後藤課長代理から説明（当日配付資料）

- 管内の刑法犯認知件数は、今年5月末時点で認知件数が53件、検挙件数は40件である。認知件数は減少しているが、地域の方の協力もあり、検挙件数は増加している。認知件数は、令和4年から令和7年までは増加傾向であり、今年も同様な傾向である。
- 住宅対象侵入窃盗は3件であり、無施錠被害が100%となっている。これは、この地域の昔からの特性である無施錠が原因である。
- トクリュウによる犯罪は関東地方を中心に相次いで発生しており、岩手県内においても、いつ発生してもおかしくない状況にある。声掛けをしながら、防犯活動をしていく必要があると感じている。
- 特別法犯は、銃刀法や特定商取引に関する法律（通称：特商法）に関する犯罪である。先日、岩手県内で、特商法違反でレスキュー商法（水漏れ、鍵の紛失、害虫駆除など、日常生活の緊急トラブルに乗じて法外な料金を請求する悪質な商法）の検挙があった。レスキュー商法は全国的にも増加している悪質な商法である。
- 少年非行の特別法犯少年とは、13歳以下の少年による犯罪であるが、罰を科すこ

とがない犯罪である。暴行事件等が発生しており、少年の健全育成のため、早めの対処が必要である。学校や家庭などの協力も不可欠である。

- 人身安全関連事案対応状況については、被害者に寄り添った対応を行うため、些細な案件であっても、認知件数にカウントしているため多くなっている。小さい案件のうちに対処し、大きな事件に繋がらないようにしている。

配偶者暴力や児童虐待も増えているが、実際の暴力行為等もある。口論による面前DVを、心理的な児童虐待案件として認知し、加害者に重大なことと認識させるとともに、被害者や家庭の安全を確保している。

- 脅威事犯は増加傾向。子ども達には、些細なことでも警察に相談するように話している。警察でも早期に対応し、特定できた場合は指導を行い、不法行為であれば、当然、逮捕となる。
- 還付金詐欺やニセ警察官による詐欺の被害もあるが、SNS型投資・ロマンス詐欺が非常に増加している。

内容は、投資広告によるもので、「必ずもうかる」、「元本保証します」などの文言で誘惑し、投資名目で金を振り込ませる手法である。使用される銀行口座は、以前は個人名義の口座であったが、近年はインターネットバンキングの口座となっている。

他人名義の口座を利用した振り込みもあるが、通帳を販売した時点で犯罪の被疑者となる。

警察では、高校でSNS使用における注意事項などについて講話をしている。

- 特殊詐欺対策アプリの周知をお願いする。

【質問・意見等】

〔伊藤委員〕

少年非行のぐ犯不良行為少年が昨年と比較すると増加しているが、内容はどのようなものか。

〔生活安全課 後藤課長代理〕

イベントや実習で来た未成年大学生の喫煙や、18～19歳の深夜徘徊の補導である。年齢的には成人であるが、特定少年は未成年であるため補導対象となる。

〔菅原圭一委員〕

先日、民生委員の会議で、独居高齢者宅の電気が数日間、点灯したままとなっており、警察に連絡して対応してもらおうという事例が話題となった。こういった事例に対応するためのアドバイスをいただきたい。

〔生活安全課 後藤課長代理〕

緊急時以外で警察が安否確認する際は、複数で対応している。トクリュウ犯罪の被害も疑われるので、窓ガラスが割れているなどの場合は警察に通報してほしい。また、警察に通報した後に、状況について詳細にメモして、報告していただくと大変助かる。

〔金野委員〕

配偶者暴力や児童虐待の通報者は誰が多いのか。

〔生活安全課 後藤課長代理〕

当事者からの110番通報が多く、発生は夜間や土日など週末が多い。また、近隣や学校からの通報もあり、通報があった案件は警察が確認に行っている。児童相談所へ通告して協力して対処する案件もある。

〔金野委員〕

市内の外国人による犯罪の状況を教えてほしい。

〔生活安全課 後藤課長代理〕

外国人による中古品の買い取りでのトラブルはある。外国人による中古品の買い取りは、窃盗目的で来ている者もあり、通報があった際は、職務質問している。中古品の買い取りには資格が必要であることから、身分証の提示を求めている。

（４） 特別講話

「自転車の交通反則通告制度について」

※ 大船渡警察署交通課 藤原課長による講話（配付資料なし）

- 道路交通法では、自転車は軽車両となるため、道路交通法を守る義務がある。
- 令和5年4月の道路交通法改正により、全ての年齢で、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となった。令和5年7月の岩手県条例改正により、自転車の損害賠償責任保険加入が努力義務となった。令和8年4月には自転車の交通反則通告制度が導入された。対象は16歳以上となる。
- 自転車の交通違反は赤切符制度の手続きとなる。警察による捜査、検察官による起訴・不起訴の判断、起訴された場合は裁判を受け、さらに有罪となれば罰金の納付となる。手続き的、時間的な負担が大きいこと、捜査を行って送致しても不起訴となるケースが多く、実態として、違反者の責任追及が不十分であることが指摘されていた。
- 自動車と自転車の事故は減少傾向にあるが、自転車と歩行者の事故は増加傾向にあるため、自転車のマナー向上が課題となっている。
- 赤切符制度と青切符制度は、交付される切符の色に由来している。赤切符制度は、検挙、違反者の特定、事実関係の捜査、実況見分調書の作成、違反者からの供述を聞き取り供述調書の作成、この一連の手続きは現場での時間を要する。違反者は、求めに応じて出頭し、警察官若しくは検察官から取り調べを受ける。検察官が起訴と判断した場合は裁判となる。裁判で有罪となれば罰金の納付となり、前科として記録されることとなる。検挙から罰金の納付までどれくらいの期間を要するかは、ケースバイケースとなるため一律ではない。

青切符制度は、検挙、違反者に反則等の事実が記載された青切符と反則金の納付書の交付を現場で行うため、赤切符と比べて処理に係る時間が早い。違反者は、違反の告知を受けた翌日から原則7日以内に、金融機関にて納付書を用いて反則金の仮納付を行い、その後、反則内容等に異議がなければ、仮納付が納付の取り扱いとなる。

また、期間内に仮納付しなかった場合は、納付の手続きとなるが、納付場所は、岩手県警察本部にある反則通告センターで行うこととなる。青切符の場合は反則金と

なるため前科として記録されることはなく、反則金の納付をもって手続きが終了となるため、手続きに要する期間は最短で1日となる。

自転車は、悪質、危険な違反について検挙することとなるが、原則としては指導、警告という考え方は変わっていない。青切符制度導入で変わったのは、手続きのみである。ただし、全ての違反が青切符で処理されるのではなく、飲酒運転等については、従前とおり、赤切符で処理される。

- 自転車乗車中に亡くなった方の損傷部位の64%は頭部となっており、ヘルメットの着用が重要となっている。

岩手県内のヘルメットの着用率は、中学生以下ではほぼ100%であるものの、高校生以上では着用率が大きく低下している。ただし、高校生の着用率は、昨年度より上昇しており、これは、警察から各高校へのヘルメット着用の促進に向けた働き掛けや、出前講座の実施などの取組の結果である。しかしながら、着用率が100%ではないので、今後も継続して啓発活動を行い、着用率の向上に取り組んでいく。

大船渡市内の着用率も同様の傾向であるが、調査母体が少ないので、調査箇所を増やして、実態を確認し、その結果を学校へフィードバックして着用率の向上に繋げたい。

大船渡警察署管内では、大船渡東高校を自転車安全利用モデル校として指定したほか、学校に依頼して自転車ヘルメット着用促進キャラクター「まもるちゃん」を考案してもらい、講習やイベントで活用している。

【質問・意見等】

〔江刺会長〕

市内の技能実習生にヘルメットの着用を促すため、企業への呼びかけを行えばいいのではないかと。

〔石井委員〕

大船渡高校では、自転車通学の許可条件としてヘルメットの着用を義務付けている。高校生への青切符の交付状況はどのようになっているか。また、高校生が青切符を交付された場合、学校側は生徒の自己申告でしか知りえないので、自己申告した生徒に対してしか指導できない。できれば、学校へ情報提供していただきたい。高校生の自転車マナーが悪く、並走やながら運転をしているとの指摘も受けている。

〔交通課 藤原課長〕

大船渡署管内では、まだ青切符交付の事例はない。また、高校生へ青切符を交付した場合、個人情報保護の関係もあるので、学校へ情報提供することはできない。従前から原動機付自転車での交通違反に対して切符交付しているが、この場合も学校へ情報提供は行なっていなかった。

高校生は、学校が近くなってから、ヘルメットを着用する生徒もいると聞いている。

(5) 協 議

ここから江刺会長が議長となり進行した。

① 防犯パトロールカードの作製・配布について

事務局の高木係長が、協議事項(1)防犯パトロールカードの作製・配布について説明
〔事務局〕

昨今、県内で子どもや女性に対する声かけ事案等が多発しており、この中には、重大な犯罪の前兆となるものもあると考えられることから、地域における子どもや女性の安全確保が課題となっている。

そこで、子どもや女性が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、自動車の運転時に「ながらパトロール」を行えるよう、防犯パトロールカードを作製・配布し、子どもや女性の見守りと地域の防犯意識の高揚を図りたいというものである。

実施主体は、当地域安全推進協議会が担い、後日、各委員の所属団体から必要枚数を募り、作製したい。

カードの大きさはA5版とし、ラミネート加工を施し、配布先は配布希望のあった団体となる。

パトロールカードの利用方法であるが、通勤や買い物等で市内を走行する際に、車両のダッシュボード等に掲示してもらい、地域の目による子どもと女性の見守り活動として使用するものである。ただし、道路交通法の規定の範囲内の箇所に掲示をお願いする。

なお、不審者や不審車両等を見つけた場合は、大船渡警察署（TEL26-0110 ※緊急時は110）に通報することとし、くれぐれも自身に危害が及ぶような行動は慎むことをぜひお願いする。デザインは、昨年度と同じである。

本事業のこれまでの配布実績であるが、令和7年度は183枚配布し、配布先は、大船渡市社会福祉協議会、大船渡市更生保護女性の会、大船渡市PTA連合会、大船渡市水産振興連絡会、大船渡地区人権擁護委員協議会、大船渡市小中学校長会、大船渡市農業協同組合、大船渡市交通指導隊となっている。

これまで多くのパトロールカードが配布され、本カードを提示する車が年々増えていることから、地域の防犯意識の高揚を図るだけでなく、通勤や買い物等、普段の生活の中で「地域の目」的な役割を果たしており、安全・安心の確保に貢献しているものと考えられる。今後は、当協議会委員の所属団体を中心に、本カードを持っていない方にも取り組んでいただくため、今後、配布枚数の希望を募りながら普及を図っていきたい。

〔江刺会長〕

当協議会は情報交換の場ではあったが、より、安全・安心な社会を作っていくため、当協議会で負担のないアクションを起こしてはどうかということで、平成28年度から、このパトロールカードの作成を始めた。年度ごとの配布希望枚数にばらつきがあるため、配布枚数もばらつきがある。配布希望には、劣化したため更新した

いや、関連団体へ広めたいなど、色々なアイデアや各団体の努力があったので、ここまで活動が広がった。

デザインは、ブラッシュアップしながら進め、現在のデザインに至っている。

取組に対する意見と、事業実施について、委員各位から意見を頂戴したいので、発言をお願いします。

〔阿部委員〕

子どもと女性の安全のため、パトロールカードの取組について、活動を継続することに賛成である。継続することで何らかの成果につながるものと考えます。

交通指導隊の活動前に、路上に停車していた車の中から、親子シカを目撃情報が寄せられ、子ども達を守ってほしいと言われ、パトロールの重要性を感じ、情報提供していただいた方には、お礼を述べた。

〔菅原幸喜委員〕

昨年度は、各学校の管理職の教員に配布した。パトロールカードがダッシュボード上で乱反射することがあるので対策をしてほしい。

〔事務局〕

予算の範囲内で、乱反射対応について検討します。

〔木下委員〕

「地域の目」の役割を果たしており、このパトロールカードを見た人たちは、守られている若しくは見られていると感じると思うので、活動を継続することに賛成である。

〔金野委員〕

車のミラーに取り付ける方法もある。

〔江刺会長〕

防犯パトロールカード作成・配布事業実施要領に則って進めることで承認してよろしいか。

<全員異議なし>

② 「ながら見守り」について

事務局の高木係長が、別添協議事項(2)(意見交換)「ながら見守り」について説明

〔事務局〕

前回の協議会の議論等をもとに、市や各団体ではどうすべきか、そしてどのような活動を行っていくべきか、「ながら見守り」を一例として取り上げ、委員の皆様にご意見を頂き、議論を深めていきたい。

また、本日話題となった事項のうち、掘り下げたい事項については、各団体へ持ち帰り、取組を検討いただき、課題は本協議会等で共有と解決を目指し、各団体の活動と連携し、市全体における安全意識の高揚、自主的な安全活動の一層の推進を図りたい。

現状は、自治体、地域、防犯協会、学校、各種団体等で様々な防犯活動が行われ

ているが、犯罪は後を絶たない状況である。

前回の協議会の振り返りだが、散歩時のながら見守りは、散歩者が高齢であるため、散歩の時間と児童・生徒の通学時間帯が合わない。以前は、自宅の中から子ども達が帰宅する様子を見守っていた。集団下校できない地域には、ながら見守りは有効な取り組みである。夏の高温時に、高齢者の見守りも必要と感じている。などの意見が出された。

現時点で、ながら見守りの課題は、市内各所でクマの目撃情報があり、このような状況で、ながら見守りをしていただく人たちの身の安全を守るために、どのようなながら見守りができるのか。

〔江刺会長〕

ながら見守りについて、感想や各団体の活動報告など情報提供してほしい。

〔鎌田委員〕

独居老人の見守りも必要であるが、老人ではない独居の人が亡くなるケースも多発しているので、1人世帯を回るようにしている。見守りの時はポストの配布物を注視している。

50代～60代前半男性の引きこもりも多い。訪問は複数人で対応している。ながら見守りは、非常に大切なことであり、少しおかしいと感じるところを気にするようにしている。

〔伊藤委員〕

クマの出没という課題も増えたので、ながら見守りは難しくなっていると思う。以前は歩いていた方を見かけることが少なくなり、安否が心配であるが、用事もないのに声掛けをするのは難しいと感じている。

地域のイベントなどへ参加した機会に声掛けし、知り合いを増やすことが重要である。

〔江刺会長〕

ながら見守りは、負担がなく、無理をしないで地域の安全に貢献する活動である。今日の意見を所属団体に持ち帰り、話し合いをしてほしい。

（6） 情報交換

事務局の高木係長が、別冊資料2を説明

- ・市内小中学校等の夏休み期間について 資料2

（7） そ の 他

事務局の高木係長が、本日の委員報酬、費用弁償の支払い等について説明

（8） 閉 会

古澤課長補佐